

写

2 消 安 3 5 8 4 号  
令和2年 11 月 11 日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

香川県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認  
(3例目)に伴う監視体制の強化の再徹底について

昨日、香川県三豊市の鶏飼養農場において死亡鶏が増加した旨、香川県に対して通報があり、高病原性鳥インフルエンザの遺伝子検査を実施したところ、本日、H5亜型であることが確認されました。このことから、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（令和2年7月1日農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。）に基づき、当該死亡鶏について、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（香川県3例目）と判定しました。

高病原性鳥インフルエンザの防疫対策については、「香川県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（2例目）に伴う監視体制の強化の徹底について」（令和2年11月8日付け2消安第3515号農林水産省消費・安全局長通知）等累次の通知により、その強化をお願いしているところです。

今般の事例を踏まえると今シーズンの高病原性鳥インフルエンザの発生リスクは高いと考えられることから、地域や関係団体と連携の上、①早期発見・早期通報の再徹底、②家きん飼養農場の防鳥ネットの再度の確認及び人・車両の出入りの厳重管理、③農場周辺の消石灰散布など消毒の徹底等による農場へのウイルス侵入防止対策の強化の再徹底について、地域の協議会の活用、直接訪問、飼養衛生管理者メーリングリスト等の方法により、指導又は助言を確実に実施するようお願いいたします。